

茨木市議会議員(無所属)



あびこ浩子 ゆめ・みらい通信

連絡先：(自宅) 茨木市穂積台1 2-503穂積台グランドコーポ

Facebook：あびこ浩子 | WEBサイト：<http://www.hiroko-abiko.jp>



寒さも本格的に インフルエンザの流行が始まりました。



みなさま、いつもお世話になっております。あびこ浩子です。

年が明けて、あっという間に日にちが経過していきます。寒さが本格的になり、インフルエンザの流行の情報が聞こえてきます。年末の帰省で東京から来られたご家族がインフルエンザでずっとダウンしていたというお話を数人の方からお聞きしました。新幹線の中でウイルスを貰ったのかなどと話しておられました。毎年この時期には、気を付けていてもどこかでウイルスをもらってしまい、私も年に1回は風邪でダウンしてしまいます。先日ラジオを聞いていましたら、パーソナリティの方が、水道を見つけたら常に手洗いうがいをしている、そのおかげで風邪をひかなくなったというお話や、「あいうべ体操」を職場で続けて、皆さんがインフルエンザに罹らなくなったというお話もありました。どんな取り組みが効果を発揮するのか、科学的な根拠がどうなのかまで私にはわかりませんが、とりあえず、水道を見たら手洗いうがいをするようにしようと思います(ほんとにできるかな?)

1月は各種団体の「新春のつどい」が開かれており、主催者やご来賓の皆様のお話を聞く機会をいただいています。その中で「SDGs」という言葉を聞くことが多いです。「SDGs」とは「持続可能な開発目標(SDGs)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます」(外務省HPより)。『地球上の誰一人として取り残さない』まさに人権を尊重した取り組みが必要です。「誰一人取り残さない」安心な暮らしを目指します。



消防出初式にて

【あびこ浩子プロフィール】

- ◆玉櫛小・南中卒業／1980大阪府立千里高校卒業／1984関西大学文学部卒業／2008大阪市立大学大学院創造都市研究科共生社会研究分野修士課程修了／大学時代銭原キャンプ場でカウンセラーとして活動
- ◆1984高槻市立第7中学校教諭／1987茨木市立三島中学校へ転任1990退職／2000沢池幼稚園PTA会長／2002穂積小PTA会長／2006茨木市PTA協議会会長／2004NPO法人Chacha-House代表理事／2006穂積小校区青少年健全育成運動協議会会長／2006NPO法人子育て広場全国連絡協議会理事／2011穂積地区自主防災会会長／2012穂積地区福祉委員会副委員長
- ◆2008・4茨木市議会議員補欠選挙で初当選／2009・1選挙2期目当選／2013・1選挙3期目当選／2017・1選挙4期目当選
- ◆茨木市穂積台 在住

あびこ浩子連絡先

電話・FAX 072(655)8460 (留守時はメッセージをお願いいたします。)

Email: abiko-h@hcn.zaq.ne.jp

【自宅】茨木市穂積台12-503穂積台グランドコーポ

HP : <http://www.hiroko-abiko.jp>

FACEBOOKページ

「あびこ浩子(茨木市議会議員)」

「あびこ浩子 茨木ゆめ・みらい工房」

Twitter @abiko_h (あびこ浩子(茨木市議会議員))



お互いさまと思える茨木に！
生活者の視点を政治に！

不登校・ひきこもり等の子ども・若者の家族向けセミナー

不登校・ひきこもり等の子ども・若者の家族向けセミナー

～家族ができることを考える～

(茨木市ユースプラザ事業 4ブロック共催)

変わりたい、変えたい、を応援します。

- ・ひきこもりの子の将来が心配
- ・同じ悩みを持つご家族と話したい
- ・子どものことを相談できる相手がいない
- ・子どもとの関わり方を参考にしたい

【講師】臨床心理士 村城 公介

(ユースプラザNORTH 支援員)

★1月26日(土曜日)

- 1.対人関係を良くする話の受け止め方
- 2.対人関係を良くする思いの伝え方

★2月23日(土曜日)

不登校とひきこもり～当事者の声を聴く～

★3月23日(土曜日)

保護者のストレス解消について考える
～おすすめの解消法を共有しよう

【定員】先着30名

【申込】ユースプラザNORTH「プラザ・あい」

電話 072-655-1821 / ファックス 072-647-6617 / Eメール plaza-ai@d-system.jp (月・水・日・祝は休所日、受付時間 午前9時～午後8時)

有期契約労働者の無期転換ルールについて

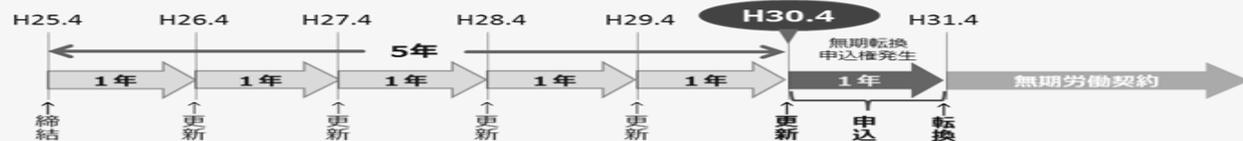
無期転換ルールとは、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込により、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に締結した有期労働契約から開始します。

対象となる方は、雇用されている方のうち、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

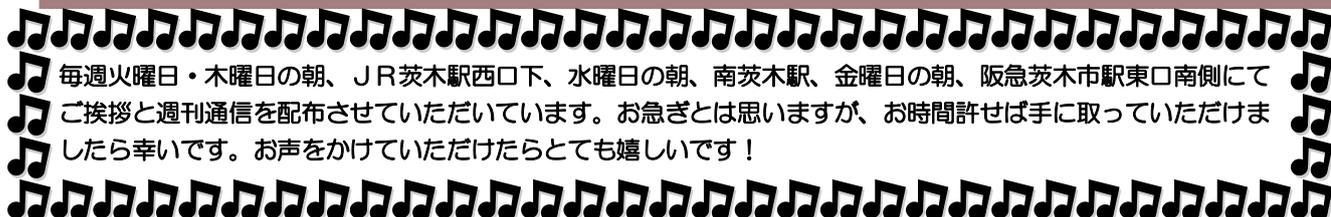
(厚生労働省リーフレットより)

無期転換ルールの適用に当たっては、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法(有期雇用特別措置法)」により、定年後引き続き雇用される有期雇用労働者等については、都道府県労働局長の認定を受けることで、無期転換申込権が発生しないとする特例が設けられています。<http://muki.mhlw.go.jp/> (有期契約労働者の無期転換ポータルサイト)

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



※ 無期労働契約の労働条件(職務、勤務地、賃金、労働時間など)は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則などの改定が必要です。



毎週木曜日・木曜日の朝、JR茨木駅西口下、水曜日の朝、南茨木駅、金曜日の朝、阪急茨木市駅東口南側にてご挨拶と週刊通信を配布させていただいています。お急ぎとは思いますが、お時間許せば手に取っていただけましたら幸いです。お声をかけていただけたらとても嬉しいです！

